⑶　文部科学省は、適宜、各都道府県教育委員会及び各服務監督教育委員会の取組の状況を把握し、公表すること。

⑷　都道府県教育委員会及び服務監督教育委員会に対し、業務量管理・健康確保措置の効果的な実施に資する情報の提供等の助言及び指導を行うこと。

附　則

この告示は、令和８年４月１日から適用する。

○国土交通省告示第八百九十五号

運輸審議会一般規則（昭和二十七年運輸省令第八号）第十五条第一項の規定により、次のとおり運輸審議会件名表に登載された。

令和七年九月二十五日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　坂井　学

事案番号	事案の種類	申請者	事案の内容
令７ 第4003号	鉄道の旅客運賃の上限変更認可	西日本鉄道株式会社	すべての運賃は消費税及び地方消費税を含んだ額である。 1　鉄道の普通旅客運賃 現行の運賃の上限を次のとおり変更する。 （単位：円） ３キロまで　180 ３キロを超え６キロまで　240 ６キロを超え９キロまで　300 ９キロを超え13キロまで　360 13キロを超え17キロまで　420 17キロを超え21キロまで　480 21キロを超え26キロまで　540 26キロを超え31キロまで　600 31キロを超え36キロまで　660 36キロを超え41キロまで　720 41キロを超え46キロまで　780 46キロを超え51キロまで　840 51キロを超え56キロまで　900 56キロを超え61キロまで　960 61キロを超え66キロまで　1,020 66キロを超え71キロまで　1,080 71キロを超え75キロまで　1,140 2　鉄道の定期旅客運賃 現行の運賃の上限を次のとおり変更する。 通勤定期旅客運賃（１か月） （単位：円） １キロまで　6,950 １キロを超え２キロまで　7,440 ２キロを超え３キロまで　7,930 ３キロを超え４キロまで　8,650 ４キロを超え５キロまで　9,370 ５キロを超え６キロまで　10,090 ６キロを超え７キロまで　10,690 ７キロを超え８キロまで　11,290 ８キロを超え９キロまで　11,890 ９キロを超え10キロまで　12,490 10キロを超え11キロまで　13,090 11キロを超え12キロまで　13,690 12キロを超え13キロまで　14,290 13キロを超え14キロまで　14,890 14キロを超え15キロまで　15,490 15キロを超え16キロまで　16,090 16キロを超え17キロまで　16,690 17キロを超え18キロまで　17,290 18キロを超え19キロまで　17,890 19キロを超え20キロまで　18,490 20キロを超え21キロまで　19,090 21キロを超え22キロまで　19,690 22キロを超え23キロまで　20,290 23キロを超え24キロまで　20,890 24キロを超え25キロまで　21,380 25キロを超え26キロまで　21,870 26キロを超え27キロまで　22,360 27キロを超え28キロまで　22,850 28キロを超え29キロまで　23,340 29キロを超え30キロまで　23,830 30キロを超え31キロまで　24,320 31キロを超え32キロまで　24,810 32キロを超え33キロまで　25,170